

令和 3 年 度 ～ 6 年 度

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率に係る再審査意見書

令和 7 年 度

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書

令和 8 年 9 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵 監 委 報 第 14 号
令和 8 年 9 月 15 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

兵 庫 県 監 査 委 員

高 永 徹
村 岡 真 夕 子
佐 藤 良 憲
花 岡 正 浩

令和 3 年度から 6 年度決算に基づく健全化判断比率に係る再審査
並びに令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査について

令和 8 年 8 月 18 日付け財第 1342 号で再審査依頼がありました令和 3 年度
から 6 年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書
類並びに同日付け財第 1352 号で審査依頼がありました令和 7 年度決算に基
づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載し
た書類を審査した結果について、別添のとおり意見を提出します。

— 目 次 —

令和３年度から６年度決算に基づく健全化判断比率再審査意見

第１	再審査の概要	１
１	再審査の対象	１
２	再審査の手続	１
第２	再審査の結果及び意見	２
１	再審査の結果	２
２	再審査の意見	２
第３	健全化判断比率（再算定後）の状況	３
	実質公債費比率の状況	３

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１	審査の概要	４
１	審査の対象	４
２	審査の手続	４
第２	審査の結果及び意見	５
１	審査の結果	５
２	審査の意見	５

第3	健全化判断比率の状況	7
1	実質赤字比率	7
2	連結実質赤字比率	9
3	実質公債費比率	10
4	将来負担比率	12
第4	資金不足比率の状況	14

(参考)

1	兵庫県県政改革方針の財政フレームで見込まれている実質公債費比率及び将来負担比率との比較	16
2	用語の説明	17
3	比率算定の対象となる範囲	21

令和３年度から６年度決算に基づく 健全化判断比率再審査意見

第１ 再審査の概要

１ 再審査の対象

再審査は、令和３年度から６年度決算に基づき知事から提出された健全化判断比率（実質公債費比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

２ 再審査の手続

再審査に当たっては、令和２年度に借換えを実施した公共用地先行取得等事業債について、土地売却済部分も含めて全額を借換えたことは、地方財政法に抵触する恐れがあることから、当該起債により留保した基金積立分を残高から控除した上で再算定を行うとして再審査に付された経緯を踏まえつつ、次の事項を主眼に兵庫県監査委員監査基準に準拠して、関係諸帳簿の抽出照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める再審査手続を実施し慎重に審査した。

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

〔再審査に付された理由〕

健全化判断比率算定上の減債基金残高の修正について

令和２年度に借換えを実施した公共用地先行取得等事業債について、土地売却済部分も含めて全額を借換えたことは、地方財政法に抵触する恐れがあることから、当該起債により留保した基金積立分を残高から控除した上で再算定を行う。

第 2 再審査の結果及び意見

1 再審査の結果

再審査に付された健全化判断比率は正確で、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

再算定された健全化判断比率（実質公債費比率）は次表のとおりである。

実質公債費比率

区 分		令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度
再算定前(A) %	単 年 度	15.5	15.9	17.5	17.9
	3 か年平均	15.4	15.5	16.3	17.1
再算定後(B) %	単 年 度	15.7	16.2	17.7	18.1
	3 か年平均	15.5	15.7	16.5	17.3
増減(B-A) ポイント	単 年 度	0.2	0.3	0.2	0.2
	3 か年平均	0.1	0.2	0.2	0.2

2 再審査の意見

今回の再審査については、令和 2 年度に借換えを実施した公共用地先行取得等事業債（490億円）のうち、土地売却済部分（338億円）の借換えについては、地方財政法に抵触する恐れがあるため、健全化判断比率（実質公債費比率）の算定上、当該起債により留保した基金積立分を残高から控除した上で修正するものである。そのため、県債管理基金の積立不足に対する加算額を再算定のうえ、公表済の令和 3 年度から 6 年度決算における健全化判断比率を修正することとなった。

健全化判断比率は、財政状況やその運営の適正性を県民に示す重要な指標であり、今回、公表済の健全化判断比率の算定を過去に遡及して修正したことは、本県財政に対する県民の信頼を損ねることにもつながりかねず、大変遺憾である。

今後は、健全化判断比率の目的を踏まえた適正な算定の徹底を厳に求めるとともに、再発防止を一層徹底されたい。

第3 健全化判断比率（再算定後）の状況

実質公債費比率の状況

（単位：千円）

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実質公債費比率(単年度)(A/B)			15.7%	16.2%	17.7%	18.1%
実質公債費比率(3か年平均)			15.5%	15.7%	16.5%	17.3%
分子	地方債の元利償還金及び準元利償還金	地方債の元利償還金	312,686,513	317,713,489	331,713,716	337,108,069
		うち県債管理基金の積立不足に対する加算	18,693,665	24,411,799	27,301,955	28,854,369
		準元利償還金	12,505,893	12,684,278	12,389,650	12,411,317
		計	325,192,406	330,397,767	344,103,366	349,519,386
	地方債の元利償還金及び準元利償還金から差引くもの	特定財源	11,258,577	16,428,941	13,633,810	14,312,948
		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	162,078,299	160,939,119	159,773,043	154,193,993
		計	173,336,876	177,368,060	173,406,853	168,506,941
	分子合計(A)		151,855,530	153,029,707	170,696,513	181,012,445
分母	標準財政規模		1,126,666,316	1,101,386,098	1,121,332,872	1,151,101,969
	標準財政規模から差引くもの	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	162,078,299	160,939,119	159,773,043	154,193,993
	分母合計(B)		964,588,017	940,446,979	961,559,829	996,907,976

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の概要

1 審査の対象

審査は、令和 7 年度決算に基づき知事から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

2 審査の手続

審査に当たっては、次の事項を主眼に兵庫県監査委員監査基準に準拠して、関係諸帳簿の抽出照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める審査手続を実施し慎重に審査した。

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等は正確で、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率等は次表のとおりで、実質公債費比率が19.2%、将来負担比率が299.3%であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額がなく、算定されない。

また、資金不足比率は、兵庫県病院事業会計が2.1%で、ほか8会計については資金の不足額がなく、算定されない。

区 分		令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	比 較 増 減 (△)	(参 考)	
					早期健全 化基準	財政再生 基 準
健全化 判 断 比 率	実 質 赤 字 比 率	— %	— %	—	3.75 %	5 %
	連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15
	実 質 公 債 費 比 率	19.2	17.3	1.9	25	35
	将 来 負 担 比 率	299.3	311.3	△12.0	400	—

区 分		令 和 7 年 度	(参 考)	
			経営健全化基準	
資 金 不 足 比 率	兵 庫 県 病 院 事 業 会 計	2.1 %	20 %	
	兵庫県水道用水供給事業会計	—		
	兵庫県工業用水道事業会計	—		
	兵庫県水源開発事業会計	—		
	兵庫県地域整備事業会計	—		
	兵庫県企業資産運用事業会計	—		
	兵庫県地域創生整備事業会計	—		
	兵庫県流域下水道事業会計	—		
	兵庫県港湾整備事業特別会計	—		

2 審査の意見

単年度（令和7年度）の実質公債費比率は21.8%で、令和8年3月に見直しが行われた兵庫県県政改革方針（以下「県政改革方針」という。）の財政フレームで見込まれた単年度の比率（21.7%）を0.1ポイント上回っており、前年度（18.1%）と比較すると3.7ポイント悪化している。

健全化判断比率として算定される実質公債費比率（前3か年（令和7年度、6年度及び5年度）の平均）は19.2%で、前年度（17.3%）と比較すると1.9ポイント悪化している。

一方、将来負担比率については、県政改革方針の財政フレームの見込み（303.5%）を4.2ポイント下回るとともに、前年度（311.3%）と比較すると12.0ポイント改善している。〔16頁〕

また、兵庫県病院事業会計においては、前年度に引き続き資金の不足額が生じたことにより、資金不足比率が算定され、その比率は2.1%となっている。

前年度に比べ、実質公債費比率が悪化していること、将来負担比率は改善したものの依然として高い水準となっていること、兵庫県病院事業会計において資金不足比率が算定されていること等を考慮すると、本県の財政は引き続き厳しい状況にあり、その改善は喫緊の課題となっている。

加えて、令和7年度決算において実質公債費比率（3か年平均）が県債の発行に総務大臣の許可が必要となる18.0%を超過し、起債許可団体に移行したほか、県政改革方針の財政フレームでは10年度までの収支不足総見込額が昨年度の160億円から530億円に悪化するなど、本県の財政はさらに厳しい状況を迎えることが見込まれている。

投資規模の抑制や歳入・歳出全般にわたる改革を着実に推進し、収支均衡と将来負担の軽減を図る持続可能な行財政基盤を確立するとともに、財政状況の透明性の確保についても一層の意を用いられたい。

また、兵庫県病院事業会計においては、兵庫県立病院経営対策委員会によって示された収支改善策を着実に実施することにより、資金不足の解消に努められたい。

第 3 健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率

令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減 (△)
—	—	—

実質赤字比率は、実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

実質赤字比率	=	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--------	---	--

(3) 実質収支額

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額は次表のとおりで、全ての会計で赤字になっていない。

会 計 名	令和 7 年度 実 質 収 支	令和 6 年度 実 質 収 支	比較増減 (△)
	千円	千円	千円
一 般 会 計	11,987,189	7,858,502	4,128,687
県有環境林等特別会計	0	0	0
公共事業用地先行取得事業特別会計	0	0	0
県営住宅事業特別会計	102,642	68,772	33,870
勤労者総合福祉施設整備事業特別会計	0	0	0
庁用自動車管理特別会計	0	0	0
公債費特別会計	0	0	0
自治振興助成事業特別会計	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金特別会計	0	0	0
小規模企業者等振興資金特別会計	0	0	0
農林水産資金特別会計	0	0	0
地方消費税清算特別会計	0	0	0
合 計	12,089,831	7,927,274	4,162,557

(注) 健全化判断比率の算定で用いられている実質収支額は、事業繰越額を考慮したものである。

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計は12,089,831千円の黒字で、前年度と比較すると、一般会計で4,128,687千円増加、県営住宅事業特別会計で33,870千円増加したため、4,162,557千円増加（増加率52.5%）している。

ただし、一般会計においては、普通交付税の減額精算などが含まれており、後年度に精算が生じる見込みである。この精算分^(※)は、7年度は5,652百万円、6年度は2,031百万円で、これを除いた実質収支額の合計は、7年度は6,438百万円、6年度は5,896百万円の黒字である。

（※）精算分は百万円単位で記載している。

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率

令和7年度	令和6年度	比較増減 (△)
—	—	—

全会計を算定の対象とした連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
----------	---	--

(3) 実質収支額及び資金不足額・資金剰余額

一般会計等の実質収支額と公営事業に係る特別会計の実質収支額及び資金不足額・資金剰余額は次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

会 計 名		令和7年度	令和6年度	比較増減(△)
一 般 会 計 等 の 実 質 収 支 額		千円 12,089,831	千円 7,927,274	千円 4,162,557
公 営 事 業	国民健康保険事業特別会計	5,166,418	7,445,656	△2,279,238
	公営企業の資金不足額(△)・資金剰余額			
	病 院 事 業 会 計	△3,481,283	△6,972,506	3,491,223
	水道用水供給事業会計	31,642,086	28,540,109	3,101,977
	工業用水道事業会計	16,411,267	15,652,508	758,759
	水源開発事業会計	170	170	0
	地域整備事業会計	0	0	0
	企業資産運用事業会計	6,206,381	5,198,763	1,007,618
	地域創生整備事業会計	2,181,593	2,282,903	△101,310
	流域下水道事業会計	918,562	1,056,730	△138,168
	港湾整備事業特別会計	183,884	208,657	△24,773
合 計		71,318,909	61,340,264	9,978,645

(注) 公営企業のうち地域整備事業会計で資金剰余額が生じる場合で、地方債残高及び他会計長期借入金で資金剰余額を上回る場合には、資金剰余額は0となる。

実質収支額及び資金不足額・資金剰余額を合計した額は71,318,909千円の黒字で、前年度と比較すると、一般会計等ほか4会計で実質収支額及び資金剰余額が12,522,134千円増加したものの、国民健康保険事業特別会計ほか3会計で実質収支額及び資金剰余額が2,543,489千円減少したため、9,978,645千円増加（増加率16.3%）している。

3 実質公債費比率

(1) 実質公債費比率

令和7年度	令和6年度	比較増減(△)
19.2 %	17.3 %	1.9

実質公債費比率(3か年平均)は19.2%となっており、前年度の17.3%と比較すると、1.9ポイント悪化している。

これは、単年度の比率が令和4年度(16.2%)から、県債の満期到来に伴う借換時実質償還額が増加したほか、令和2年度に公共用地先行取得等事業債を借換えた際の未売却分(152億円)を実質公債費比率の算定上の基金残高から控除したこと等により、県債管理基金の積立不足に対する加算額が増加したことや、分収造林事業の債務整理に伴う損失補償の実行等により21.8%となった7年度に置き換わったことによるものである。

(2) 算定式等

実質公債費比率の算定式は次のとおりで、この式に基づき算定した前3か年の比率を平均したものが当年度の実質公債費比率である。

実質公債費比率 (3か年平均)	$\frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金)} + \text{(準元利償還金)} \\ - \text{(特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ - \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額、単年度の比率並びに実質公債費比率は、次のとおりである。

区 分		令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
分 子 ①	千円	224,247,084	181,012,445	170,696,513	153,029,707
分 母 ②		1,028,169,226	996,907,976	961,559,829	940,446,979
単年度の比率 (①/②)		% 21.8	% 18.1	% 17.7	% 16.2
実 質 公債費 比 率	令 和 6 年度	—	(3か年平均) 17.3 %		
	令 和 7 年度	(3か年平均) 19.2 %			—

(注) 単年度の比率は小数点第2位以下を切り捨てたものを記載した。

(3) 実質公債費比率（単年度）の前年度との比較

令和7年度は県債の満期到来に伴う借換時実質償還額が増加し、県債管理基金の積立不足に対する加算が11,945,272千円増加したことに加え、分収造林事業の債務整理に伴う損失補償の実行等により準元利償還金が23,789,589円増加したこと等により、算定上の分子の額は43,234,639千円増加した。

一方、定額減税の終了や雇用・所得環境の改善等による個人県民税の増加等により標準税収入額等が増加したこと等から、算定上の分母である標準財政規模等は31,261,250千円増加したものの、分子の増加率が分母の増加率を上回ったため、単年度の実質公債費比率は21.8%となり前年度の18.1%から3.7ポイント悪化している。

(分子)

区 分		令和7年度	令和6年度	比較増減(△)
地方債の元利償還金及び準元利償還金	地方債の元利償還金	千円 355,482,133	千円 337,108,069	千円 18,374,064
	うち県債管理基金の積立不足に対する加算	40,799,641	28,854,369	11,945,272
	準元利償還金	36,200,906	12,411,317	23,789,589
	計 ①	391,683,039	349,519,386	42,163,653
地方債の元利償還金及び準元利償還金から差引くもの	特定財源	21,501,579	14,312,948	7,188,631
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	145,934,376	154,193,993	△8,259,617
	計 ②	167,435,955	168,506,941	△1,070,986
分子の額 (①－②)		224,247,084	181,012,445	43,234,639

(注) 地方債の元利償還金は満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当する額を含めて記載した。

(分母)

区 分		令和7年度	令和6年度	比較増減(△)
標準財政規模 ③		千円 1,174,103,602	千円 1,151,101,969	千円 23,001,633
標準財政規模から差引くもの	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	145,934,376	154,193,993	△8,259,617
分母の額 (③－④)		1,028,169,226	996,907,976	31,261,250

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率

令和7年度	令和6年度	比較増減 (△)
299.3%	311.3%	△12.0

将来負担比率は299.3%で、前年度の311.3%と比較して、12.0ポイント改善している。

(2) 算定式等

将来負担比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(将来負担額)} - \text{(充当可能基金額)} - \text{(特定財源見込額)} \\ - \text{(地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額は、次のとおりである。

区 分	令和7年度	令和6年度	比較増減 (△)
分 子	千円 3,077,320,964	千円 3,103,765,827	千円 △26,444,863
分 母	1,028,169,226	996,907,976	31,261,250

(3) 前年度との比較

令和7年度は、将来負担額から差し引く地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が85,889,209千円減少等したものの、充当可能基金額が23,161,456千円増加したことに加え、将来負担額である地方債現在高が86,017,599千円減少したこと等から算定上の分子の額が26,444,863千円減少した。

また、臨時財政対策債の合計は減少したものの、定額減税の終了や雇用・所得環境の改善等による個人県民税の増加等により標準税収入額等が増加したこと等から、算定上の分母である標準財政規模等が31,261,250千円増加し、将来負担比率は改善している。

(分子)

区 分		令和7年度	令和6年度	比較増減(△)
将来負担額	地方債の現在高	千円 5,195,075,119	千円 5,281,092,718	千円 △86,017,599
	債務負担行為に基づく支出予定額	13,647,923	12,041,581	1,606,342
	公営企業の地方債償還に係る繰入見込額	185,765,666	166,428,863	19,336,803
	加入する組合等の地方債償還に係る負担見込額	0	6,754	△6,754
	退職手当負担見込額	327,826,864	316,008,245	11,818,619
	設立法人の負債額等負担見込額	23,246,457	57,490,088	△34,243,631
	内訳	兵庫県道路公社	29,742,998	△8,933,277
		兵庫県土地開発公社	0	0
		兵庫県公立大学法人	0	0
		公益社団法人ひょうご農林機構	24,629,611	△24,624,211
		兵庫県住宅供給公社	52,000	△4,000
		公的信用保証、制度融資等に係る損失補償等	3,065,479	△682,143
	連結実質赤字額	0	0	0
	加入する組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
	計 ①	5,745,562,029	5,833,068,249	△87,506,220
差引くものから	充当可能基金額	626,080,306	602,918,850	23,161,456
	特定財源見込額	154,460,182	152,793,786	1,666,396
	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	1,887,700,577	1,973,589,786	△85,889,209
	計 ②	2,668,241,065	2,729,302,422	△61,061,357
分子の額(①－②)		3,077,320,964	3,103,765,827	△26,444,863

(分母)

区 分		令和7年度	令和6年度	比較増減(△)
標準財政規模 ③		千円 1,174,103,602	千円 1,151,101,969	千円 23,001,633
標準財政規模から差引くもの	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④	145,934,376	154,193,993	△8,259,617
分母の額(③－④)		1,028,169,226	996,907,976	31,261,250

第 4 資金不足比率の状況

1 資金不足比率

会 計 名	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減(△)
病 院 事 業 会 計	2.1	4.5	△2.4
水道用水供給事業会計	—	—	—
工業用水道事業会計	—	—	—
水源開発事業会計	—	—	—
地域整備事業会計	—	—	—
企業資産運用事業会計	—	—	—
地域創生整備事業会計	—	—	—
流域下水道事業会計	—	—	—
港湾整備事業特別会計	—	—	—

資金不足比率は、兵庫県病院事業会計が2.1%で、ほか8会計については資金の不足額がなく、算定されない。

2 算定式

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--------	---	--------------------------------------

3 前年度との比較

令和 7 年度の病院事業会計は、未収金の増加等に伴い、流動資産等が 4,019,255 千円増加したこと等により、資金不足額は 3,491,223 千円減少し、3,481,283 千円となっている。

また、医業収益が 6,168,868 千円増加したこと等により、事業の規模は 6,334,058 千円増加し、159,655,416 千円となっている。

その結果、資金不足比率は 2.1%で、前年度（4.5%）と比較すると 2.4 ポイント改善している。

(分子)

区 分		令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減 (△)
資金の不足額	流 動 負 債 等 ④	千円 38,149,027	千円 36,879,460	千円 1,269,567
	建設改良費以外に係る 地 方 債 の 現 在 高 ⑤	15,185,093	3,824,104	11,360,989
	計 (④+⑤) ⑥	53,334,120	40,703,564	12,630,556
から資金の不足額を差引くもの	流 動 資 産 等 ⑦	33,006,733	28,987,478	4,019,255
	解消可能資金不足額 ⑧	16,846,104	4,743,580	12,102,524
	計 (⑦+⑧) ⑨	49,852,837	33,731,058	16,121,779
分 子 の 額 (⑥-⑨)		3,481,283	6,972,506	△3,491,223

(注) ⑧は⑥-⑦>0の場合に算定する。

(分母)

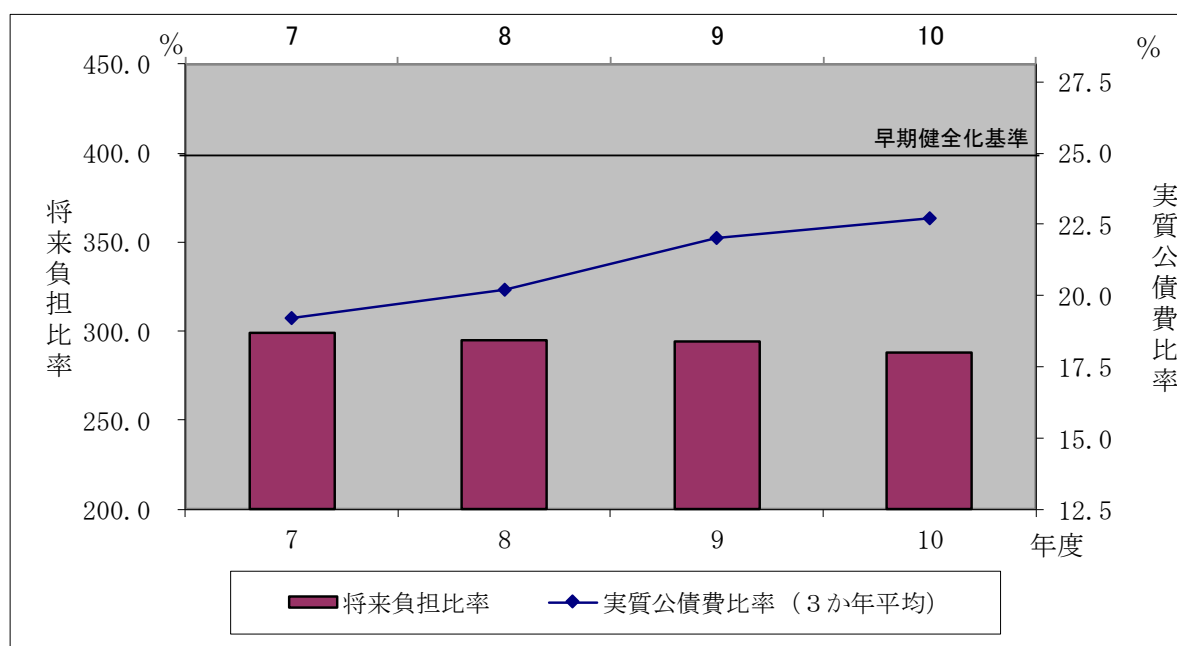
区 分		令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減 (△)
事業の規模 ⑩		千円 159,655,416	千円 153,321,358	千円 6,334,058
分 母 の 額 (⑩)		159,655,416	153,321,358	6,334,058

(参 考)

1 兵庫県県政改革方針の財政フレームで見込まれている実質公債費比率
及び将来負担比率との比較

区 分	R7	R8	R9	R10
実質公債費比率 (3 か 年 平 均)	% 19.0	% 20.2	% 22.0	% 22.7
実 績	19.2	—	—	—
実質公債費比率 (単 年 度)	21.7	21.1	23.3	23.6
実 績	21.8	—	—	—
将 来 負 担 率	303.5	294.8	294.2	287.8
実 績	299.3	—	—	—

(注) 令和8年3月に改定された兵庫県県政改革方針に基づき記載した。



(注) 令和7年度は実績、8年度以降は見込みの比率とした。

2 用語の説明

(1) 実質赤字比率関係

○ 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示すもの。

○ 一般会計等

一般会計及び特別会計（公営事業会計を除く）。

○ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算出した収入見込額等に普通交付税を加算した額。

なお、健全化判断比率の算定における標準財政規模は、上記の額に臨時財政対策債発行可能額を加算する。

○ 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するために、地方財政法第5条の特例として、投資的経費以外の経費にも充てることができる特別の地方債であり、その発行可能額は、普通交付税の基準財政需要額の算定の際に算出されるものである。

なお、その元利償還金相当額については、全額が後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入される。

(2) 連結実質赤字比率関係

○ 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算した地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化度合いを示すもの。

(3) 実質公債費比率関係

○ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示すもの。

実質公債費比率が 18% 以上の場合、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要となる。

○ 県債管理基金の積立不足に対する加算

前年度末において県債管理基金の残高があるべき残高に満たない場合、その不足率を実質年間償還額に乗じた額が、実質公債費比率の算定上、地方債の元利償還金に加算されるもの。その分同比率が上昇することになる。

○ 準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるものとして地方財政法施行令に定められた次のもの。

ア 一般会計等から公営企業会計への繰入金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの

イ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ウ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 等

○ 基準財政需要額算入額

基準財政需要額は普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うための財政需要のうち、一般財源で賄うべき額として算定された額。

(4) 将来負担比率関係

○ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の地方債やその他将来支払っていく可能性のある負債等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

○ 将来負担額

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債として地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた次のもの。

ア 地方債の現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）のうち、一般会計等の負担見込額

ウ 公営企業会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 加入する組合等の地方債の元金償還に充てる地方公共団体からの負担見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人の負債額並びにその他の法人等のために債務を負担している場合の債務額のうち、法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 加入する組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○ 充当可能基金額

地方自治法第241条に基づき設けられた基金のうち、前記将来負担額のアからカまでの償還額等に充てることができるもの。

○ 特定財源見込額

地方債を財源とした貸付金に対する償還金や公営住宅賃貸料など前記将来負担額のアからエまでの償還額等に充てることができる特定の歳入の見込額。

(5) 資金不足比率関係

○ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、料金収入など公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化度合いを示すもの。

○ 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、地方公営企業法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、同法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本として算定された額。

3 比率算定の対象となる範囲

